Seminar E: Profit methods and the arm's length principle

1. パネリスト

Isabel Verlinden (ベルギー、PwC) 〔座長〕

Marlies De Ruiter (OECD)

David Canale (アメリカ、Ernst & Young)

Gianni De Robertis (イタリア、KStudio Associato (KPMG))

Wang Xiaoyue (中国、SAT)

吉村 政穂(日本、一橋大学)

2. 趣旨·目的

OECD ガイドラインの 2010 年改定によって「最も適切な方法 (most appropriate method)」 基準に転換し、位置付けとして、利益法が最後の手段ではなくなった。しかしながら、これは世界の移転価格税制の運用、実務または判決等を参照した場合には驚くべきことではなく、これらの経験をより深く検討する必要がある。特に、利益法を用いるに際してのメリットおよびデメリット、またベスト・プラクティスを考えることが目的である。

3. 当日のパネリスト報告

- (1) 問題の所在 (Verlinden 氏)
- プログラム企画時点 (無形資産ディスカッション・ドラフト、2010 年 TP ガイドライン改定) からパネル当日までの動向 (BEPS、TP 文書化に関する白書、無形資産ディスカッション・ドラフト改訂版)
- 独立企業間原則(arm's length principle, ALP): Yes but...
- (2) OECD の立場 (De Ruiter 氏)
- BEPSへの取組み(2012年7月~)

独立企業間原則への批判。しかし、問題は TP によって引き起こされるものだけではない。 BEPS 取組みの開始 $\rightarrow 2013$ 年 7 月 BEPS 行動計画公表、G20 財務相による支持

② 独立企業間原則の強みと弱点

強み:

大部分の企業間取引に対しては適切に機能している

第三者の行動を参照することによる客観性

関連企業間、独立企業間の競争中立性 (level playing field)

弱点:

グループに由来する利益:追加的な利益(シナジー)、柔軟性

比較対象取引の欠如

- ③ 特別な措置による対応の可能性 金融取引、法的所有者、リスク帰属、不確実性 →ALP は十分に対応できるか?
- ④ 価値創造(value creation)に応じた利益帰属 リスク・アセスメント/国別報告を含んだ TP 文書化
 - (3) 各国の紹介
- ①アメリカ (Canale 氏)

収益基準法 (income method) の存在

- →主観性の問題:しばしば過度に楽観的な経営計画に依拠したものとなる
- ②日本(吉村)——日本(資料(抜粋)参照)

武田薬品工業事件

- →アメリカでは 50-50 JV 取引は"controlled"と認識されない→二重課税の懸念
- ③中国 (Wang 氏) *トラブルにより当日の報告順は最後に ロケーション・セービングや市場の特性→利益分割法の活用、他の選択肢(定式配賦法) の可能性
 - (4) 経済学者の観点から (De Robertis 氏)

利益分割法の利用状況に対して、主観性の問題、適用の困難が存在することを指摘 今後の2つの方向性:客観化による定式配賦 or 適用局面の限定

- (5) 結語
- ① 独立企業間原則は依然として主導的な原則 しかしながら、比較対象取引の欠如や多国籍企業の垂直的統合といった状況に対処する ためには、独立企業間原則の範囲内であれ、または超えるものであれ、特別な措置が開 発される必要があるかもしれない
- ② バリュー・チェーンの考慮、国別報告 片側検証・両側検証の差異、利益分割法及び収益基準法の多用による複雑化の可能性 複雑な取引に対しては質的なアプローチ、単純な取引に対しては機械的アプローチ(例、 セーフ・ハーバー)という使分けが必要である。
- ③ 二重課税への懸念

質的なアプローチが多用されることによる二重課税の懸念に対しては、協力的コンプライアンス及び効率的な相互協議手続によって対処していく必要がある。